

# 令和5年度ヘルスケアサービス実証事業

## 公募要領

令和5年10月

青 森 県  
(商工労働部 新産業創造課)

## 1 委託事業の概要

### (1) 事業の趣旨及び内容

高齢人口の増加に伴い、高齢者の生活の質（QOL）の向上や、介護者の負担軽減を目的とした介護保険適用外サービス（嗜好的活動支援、日常生活支援、生活機能維持・療育支援等）の市場の拡大が見込まれています。

特に本県は、高齢化率が他都道府県に比して高いことから、公的保険適用外サービスの創出は新たなビジネスチャンスとなり得ると捉えています。

つきましては、県内における高齢者のQOL向上等に資する、新たな公的保険外サービスの創出に向けた実証を委託により実施しますので、委託先候補者を選定するため、企画提案を募集します。

### (2) 実施期間（委託契約期間）

契約締結の日から令和6年3月27日まで

## 2 委託の件数及び予算上限額等

### (1) 件数

1～2件程度

### (2) 予算上限額

2,500千円（消費税及び地方消費税を含む） ※2件の場合は合計額。

※委託契約額は、委託先候補者の選定後、青森県が委託先候補者から徴取した見積書の内容を精査し、予算の範囲内で決定します。このため、企画提案額と委託契約額が同額にならないことがあります。

### (3) 対象経費

委託業務に直接関わる経費を対象とします。

ただし、以下の経費は対象外とします。

- ・土地、建物、備品（5万円以上の物品等）の取得費
- ・建物や設備等の設置・改修に係る経費
- ・飲食に要する経費
- ・本事業に活用されたことが証拠書類から特定できない経費
- ・国、地方公共団体の補助金又は委託費等により、既に支弁されている経費

### ※対象となる経費の例

区分	科目	主な内容
人件費	人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
事業費	旅費	事業を行うために必要な出張に係る経費
	会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料等）
	謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原

		稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
	備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるものであって、5万円に満たないもの）の購入、製造に必要な経費
	借料及び 損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
	補助員 人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	再委託・ 外注費	事業を行うために必要な経費の中で、受託者が直接実施することができないもの、又は適当ではないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く。準委任契約、請負契約の契約形態を問わない）
一般管理費	一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 ※本事業では人件費及び事業費の合計の10%以内とする。

### 3 応募資格

提案事業を介護・福祉施設や医療機関、研究機関（県産業技術センター・大学等）と連携して行う事業者であって、次に掲げる要件を全て満たしている者とします。

- (1) 青森県内に事業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者）又は介護福祉事業を営む団体（社会福祉法人、医療法人等）であること。
- (2) 当該業務を円滑に遂行するために必要な業務執行能力や経営基盤を有し、適正な経理執行体制を有していること。
- (3) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。

- (5)会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者でないこと。
- (6)青森県発注の契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (7)国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8)NPO法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく事業報告書等を提出していること。

#### 4 応募方法

##### (1)提出書類

- ①企画提案書（様式1）
- ②実施計画書（様式2）
- ③経費積算書（様式3）
- ④提案内容に係るその他の資料（必要に応じて、任意様式）
- ⑤提案者の直近2期分の決算報告書又はそれに類するもの

##### (2)提出方法

- ・上記（4(1)）に掲げる提出書類を持参又は郵送により提出してください。
- ・電子メール、FAX等での応募は受け付けません。
- ・提出部数は4部（正本1部、副本3部）とします。
- ・持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日9時～17時（12時～13時を除く）とします。

##### (3)提出期限

令和5年11月17日（金）17時 ※必着

##### (4)提出先

「9 問合せ先・提出先」あてに提出してください。

##### (5)留意事項

- ・企画提案は1者につき1件とします。
- ・本企画提案競技の参加に要する経費については、応募者の負担とします。
- ・提出された書類は、返却しません。
- ・提出期限後は、提出書類の内容を変更することはできません。
- ・応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式、A4版）を提出してください。
- ・応募資格を有しない者が提出した書類や提出書類の内容等に虚偽又は不正があった場合は、当該提案を不採択とします。
- ・提出書類の内容について、必要に応じて関係機関等に照会する場合があります。
- ・提出書類は、原則として青森県に対する情報公開請求の対象となります。
- ・平成27年度から令和4年度までの「ヘルスケアサービスビジネス開発モデル実証事業」「弘前大学COI二次参画企業社会実装実証事業」「2025年問題に向けた課題解決型ヘルスケアサービス創出実証事業」「QOL向上に向けた

ヘルスケアサービス実証事業」「ヘルスケアサービス実証事業」の採択内容と同じ内容による提案は不採択とします。

- ・本事業に採択された提案と同一の内容で、令和5年度に当課が公募を予定している「（仮称）弘前大学COI二次参画企業社会実装実証事業」に応募することはできません。

## 5 委託先候補者の選定方法等

### (1) 審査の方法（書面審査）

- ・提出書類について、下記（5(2)）の選定基準に基づき総合的に評価を行い、優れた企画提案を行った者を最大2者、委託先候補者として選定します。
- ・なお、提出書類の内容について、補足説明やプレゼンテーションを求める場合があります。

### (2) 選定基準

#### ①事業の妥当性

- ・高齢者のQOLの向上や、介護者の負担軽減に寄与する取組である。
- ・県内において新規性の高い取組である。

#### ②収益性（事業計画の妥当性）

- ・ビジネス創出に向けた事業性・収益性が検討されている。

#### ③波及効果

- ・取組が県内の他の事業者への波及が期待できるものである。

#### ④スケジュールの妥当性

- ・委託期間内で実現できる取組である。

#### ⑤経費の見積内容

- ・経費や積算が妥当である。

## 6 選定結果の通知及び契約の締結

### (1) 選定結果の通知

- ・選定結果は、採否を問わず、提案者に対して書面で通知します。
- ・審査過程や選定結果に係る問合せ及び異議申立てには、応じません。

### (2) 委託契約の締結

- ・青森県と委託先候補者において、企画提案書等を参考としながら、業務履行に必要な具体的な事項等の協議等を行うとともに、改めて委託先候補者から見積書を徴取し、協議が調った場合に、予算の範囲内で契約を締結します。
- ・業務内容については、両者合意の上で一部内容の変更を行う場合があります。
- ・委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）等の諸規程に基づき、締結します。

## 7 スケジュール（予定）

令和5年10月26日（木）	企画提案の募集開始
11月17日（金）	企画提案の提出期限

11月中旬	審査・委託先候補者の選定
11月中旬～下旬	委託契約の締結

## 8 その他留意事項等

- (1) 本業務に要する経費は精算払いとし、業務が完了して委託者がその履行を確認した後に支払うものとします。
- (2) 本業務の実施に当たり作成等された資料や画像等に係る著作権及び所有権並びに事業の成果等は、青森県に帰属します。
- (3) 受託者（再委託をした場合の事業者を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）等を遵守してください。
- (5) 受託者は、委託業務に係る収支の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを令和6年4月1日から起算して5年間、保管しなければなりません。
- (6) 本業務の取組状況や成果については、随時、青森県のホームページや広報紙等で公開する場合があります。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、部分的な業務について、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときは、この限りではありません。

## 9 問合せ先・提出先

〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1  
 青森県商工労働部新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ 井筒  
 直通電話 017-734-9420 メール sozoka@pref.aomori.lg.jp

(様式1)

令和5年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

事業者名

代表者名

住 所

令和5年度ヘルスケアサービス実証事業 企画提案書

令和5年度ヘルスケアサービス実証事業について、公募要領の内容を了承の上、企画提案を行いたいので、次の関係書類を提出します。

なお、令和5年度ヘルスケアサービス実証事業公募要領中「3 応募資格」の要件をすべて満たしていることを誓約します。

(提出書類)

- ・実施計画書(様式2)
- ・経費積算書(様式3)
- ・提案内容に係るその他の資料(必要に応じて・任意様式)
- ・直近2期分の決算報告書又はそれに類するもの

(様式2)

令和5年度ヘルスケアサービス実証事業 実施計画書

1 提案者の概要

事業者名				
住所				
代表者	職名		氏名	
担当者	職名		氏名	
連絡先	電話		メール	
事業内容等 (主要製品・サービス)				

2 連携事業者の概要

事業者名				
住所				
代表者	職名		氏名	
担当者	職名		氏名	
連絡先	電話		メール	

※連携事業者が2者以上の場合は、適宜欄を追加して記入してください。



### 3 提案する実施事業の概要

(1) 実証事業名	※事業内容を簡潔に表現した名称としてください。
(2) 事業の目的	※当事業を行う背景や目的について記載してください。
(3) 事業の内容	※具体的な事業内容等について記載してください。

(4) 事業の効果	<p>※事業実施後にどのような成果や波及効果が期待できるか記載してください。</p>	
(5) 事業実施スケジュール (予定)	年 月	実施活動内容
(6) 事業の実施体制	<p>※連携事業者等それぞれの役割がわかるように記載してください。 (別紙での提出でも構いません。)</p> <p><b>記述例</b></p> <pre> graph TD     subgraph Consortium [コンソーシアム]         A[代表団体: ○○]         B[参加団体: ××]         C[参加団体: □□]         D[参加団体: △△]         A --- B         A --- C         A --- D     end     A --- E[協力団体: ○□(調整中)]   </pre>	

## 令和5年度ヘルスケアサービス実証事業 経費積算書

実証事業名： \_\_\_\_\_

区分	科目	積算金額 (円)
①人件費 積算は税抜で行ってください。	人件費	
②事業費 積算は税抜で行ってください。	旅費	
	会議費	
	謝金	
	備品費	
	借料及び損料	
	消耗品費	
	印刷製本費	
	補助員人件費	
	再委託・外注費	
	事業費計	
③一般管理費 ( (①+②) の10%以内)		
①、②及び③の計		
消費税及び地方消費税 (10%)		
実証事業費総額 (税含む)		

(作成に当たっての注意点)

- ・科目ごとの積算内訳がわかるように作成すること。
- ・①及び②の積算は税抜とすること。
- ・必要に応じて見積書等の積算の基となる資料を添付すること。